

## 海外経済要録

### 国際機関

#### ◇世銀、低開発国向け貸出金利を引上げ

世界銀行は、3月9日、ブラジルに対する49百万ドルの電力開発借款を皮切りに、低開発国向けの貸出金利を従来(62年9月以降)の5.5%から6%に引き上げることを明らかにした。世銀当局は今回の引上げを最近における資本市場金利の上昇に対応する措置と説明している。なお、先進国向け貸出金利についても、従来から低開発国への適用金利と1%の格差が設けられているので、近くこれについても引上げが行なわれるものとみられる。

### 米州諸国

#### ◇米国、主要銀行プライム・レート引上げ

3月10日、モーガン・ギャランティー銀行、チャース・マンハッタン銀行、さらに同日やや遅れて、バンク・オブ・アメリカ、ファースト・ナショナル・シティ銀行等、米国的主要銀行のほとんどがプライム・レートを5%から5.5%に引き上げ、即日実施する旨発表した。

今回の引上げに際して、モーガン・ギャランティー銀行は「市場レートとのバランスを回復するための調整的引上げであること、資金需要のきわめて旺盛な現状からみてやむを得ない措置であること」の2点を強調するステートメントを発表した。

#### ◇米国、増税および徵税促進法案成立

大統領の一般教書において勧告されていた合計60億ドルの税収増加法案は3月15日議会を通過、同日大統領の署名を得て成立した。

同法によって、自動車税が現行の6%から7%へと引き上げられ(即日実施)、電話使用税も現行の3%から10%へと引き上げられる(4月1日から適用)。また同法によって、法人税徵収期間が18か月から12か月に短縮されると同時に、源泉徵収税も5月1日以降徵収分について最高30%にいたる累進税率が課せられ(従来一率14%の税率が課せられ期末に調整されていた)、徵税がスピードアップされることになる。

#### ◇米国、IMFからのカナダ・ドル引出し

3月9日付IMFの発表によると、米国は、本年6月1日までに、IMFから90百万米ドル相当のカナダ・ドルを引き出すことを申入れ、IMFの承認を得た。うち60百万ドルは直ちに引き出される予定である。これは従来から実施してきた技術的引出しの一環をなすものであり、米国は取得したカナダ・ドルをIMFに返済を希望している他の加盟国に売却することとなる。なお、この60百万ドルを含めると米国の累積引出し額は1,120百万ドルとなるがこれから他の加盟国のドル借入を差引き、米国の対IMF返済所要額は576百万ドルとなる。

#### ◇カナダ、公定歩合引上げ

カナダ銀行は、3月11日公定歩合を従来の4.75%から5.25%へ引き上げ、14日から実施する旨発表した。

今回の公定歩合引上げは従来と異なり、米国の公定歩合引上げに対する追随措置でない点が注目されるが、カナダ銀行当局は、カナダ経済の過熱化を抑えるために総需要の伸びをモダレートなものにすることが好ましいとの判断に基づくものと説明している。

### 歐州諸国

#### ◇英蘭銀行、FRBスワップの完済

英蘭銀行は、このほど四半期報(3月号)において、FRBとの間のスワップ引出し額を全額返済した旨発表した(注)。

(注) 本スワップの完済については、別途カラハン蔵相が、3月1日議会で言明している。

英蘭銀行は、昨年6～8月に同スワップ取決めの全額(268百万ポンド)を引き出した(2月号「要録」参照)後、10月以降返済を続け2月までに完済したもので、月別の返済額は10月18、11月54、12月27、1月66、2月103各百万ポンドとなっている。

#### ◇英國、1966年度経常歳出見積り発表

カラハン蔵相は、2月23日、議会において1966年度(66年4月～67年3月)の経常歳出(注)の見積り(estimate)を発表した。その概要次のとおり。

(注) 正確には、経常歳出のうち、議会の承認を要しない国債費等の既定費を除いた認定費の見積りで、その規模は公共部門支出全体の約6割にあたる(残りの4割は資本支出、地方公共団体支出が中心)。

(1) 同見積りは総額7,728百万ポンドで、前年度(見積り)比7.3%増(65年度は8.9%増)、物価上昇を考慮した実質ベースでは1.8%の増加(65年度は5%増)となって

いる。

(2) 支出内容をみると、防衛費が前年度比 1.8 % 増に押さえられている反面、民政費が 9.4 % の大幅増加となっている点が特徴的である。

なお、公共支出全体の伸び率は、地方公共団体支出の大幅増加を主因に、上記経常歳出の伸び率をかなり上回る見通しであるが、カラハン蔵相は実質伸び率を 4½ % 以内に押さえるとの方針を明らかにしている。

#### ◇英國、十進法通貨制度等新経済・財政措置を発表

カラハン蔵相は、3月1日議会において、十進法通貨制度への移行、賭け事に対する全面課税、住宅金融に対する利子補給、新国民貯蓄証書の発行等の措置を決定した旨発表した。その概要次のとおり。

##### (1) 十進法通貨制度への移行(注)。

政府は、総選挙後の議会に十進法通貨法案(Decimal Currency Bill)を提出し、1971年2月実施を目指す十進法による新通貨制度へ切り替えることとする。切替え後もポンドを基本的通貨単位として維持するとともに、その百分の一に相当する新単位(名称は未定)を設ける。また政府は十進法通貨委員会(Decimal Currency Board)を設け、移行の準備に当たらせる予定であるが、切替えに直接要する経費は120百万ポンド程度と見込まれる。

(注) 通貨制度の十進法化については、Halsbury Committee が、1963年9月政府にその採用を答申している(38年9月号「要録」参照)。

##### (2) 賭け事に対する全面課税

新年度予算において、競馬等すべての賭け事(betting and gaming)の賭け金に対する 2.5% の課税措置を導入する。ただし從来から 25% の課税が行なわれてきたフットボール等については据え置く。

##### (3) 住宅金融に対する利子補給

住宅購入・建築のために建築組合(building society)から融資を受ける低所得者に対して、政府が 2½ % の利子補給を行なう制度を新設する(注)。

從来、建築組合から融資を受ける者は、所得税計算上その支払利息を所得から控除することが認められていたが、所得税を納めていない者また少額の所得税しか納めていない階層はこの制度の恩典にほとんど浴かない結果となっていた。新制度はこうした不公平を是正することを意図したもので、今後は建築組合から融資を受ける低所得者は、從来の所得控除制度または利子補給のうちいずれか有利な方を選びうることとなる。

(注) 建築組合の現行金利は 6% であるが、新制度により低所得者は通常 4½ % の特別金利を支払い、政府がその差額を補給することとなる。

#### (4) 新国民貯蓄証書の発行

小額貯蓄証券残高の増勢鈍化(最近1年間の増加率 1% 程度)に対処して、政府は新たに高利率の国民貯蓄証書(National Savings Certificate)を発行する。新証券は利率 7¾ % (従来の国民貯蓄証書は 6% )、期間 5 年で、3月28日発売の予定。

#### ◇英國、物価所得法案の議会提出

英政府は、2月24日、「物価および所得に関する法案(Prices and Incomes Bill)」を議会に提出した。同法案は、昨年9月以来懸案となっていた事前警告制およびその罰則規定の構想(40年9月号および本年2月号「要録」参照)を内容としたもので、その概要は次のとおりである。

(1) 政府が指定する商品について価格を引き上げる場合には、事前に政府に通告しなければならない。この場合、通告後30日間は引上げを実施してはならない。

(2) 上記の30日間に、政府が案件を物価所得委員会(N B P I)に付託した場合には、これに関するN B P Iの報告が公表されるまで価格引上げを実施してはならない(ただし付託後3ヶ月を経過すれば報告発表前でも実施できる)。

(3) 賃上げおよび政府が指定する労働条件に関する変更要求については、要求提出後7日以内に労使のいずれかが政府に通告しなければならない。

(4) 上記賃上げ交渉等が妥結した場合には、使用者は7日以内に政府に通告しなければならない(ただし労組が代わって通告してもよい)。この場合、通告後30日間は賃上げ等を実施してはならない。

(5) 上記30日間に、政府が案件をN B P Iに付託した場合には、N B P Iの報告が発表されるまで賃上げ等を実施してはならない(ただし、付託後3ヶ月を経過すれば、報告発表前でも実施できる)。

(6) 上記賃上げ等の停止期間中に、労組はストライキ等により賃上げを強要してはならない。

(7) 以上の(1)～(6)の各義務に違反した者にはそれぞれ所定の罰金(注)を課する。

(注) 賃上げ、値上げの事前通告を怠ったものには最高50ポンド、停止期間中に賃上げを実施したり賃上げを強要した者には最高500ポンドの罰金を課するなど。

なお本法案では、政府は法的に値上げ、賃上げ等を撤回ないし変更させる権限をもつものではなく、たんに一定期間、値上げ、賃上げの実施を停止させる権限をもつにすぎない。したがって停止期間経過後の処置はあくまで当事者の自主的な決定にまかされることとなる。また本法案は、議会の審議に長期間を要するとみられるうえ

に、その内容につき労働組合議会議(TUC)、英國産業連盟(CBI)の了解を取り付けることとなる見通しであるので、実施時期は早くて本年末になるとみられている。

#### ◇西ドイツ、売オペレートの引上げ

ブンデス銀行は割引国庫債券(連邦政府、同鉄道、同郵便の発行するもの、期間半年以上)の売出しレートを2月23日および3月4日にそれぞれ1/4%引き上げた。

今回の2回にわたる売オペレートの引上げは、最近騰勢を強めている市中実勢金利への追随を主目的とするものであるが、このほか市中金融機関がさる1月の季節的金融緩和期に購入した割引国庫債券が3月の納税期にブンデス銀行に売り戻されるのを未然に防ごうとするねらいもあるとみられている。

今回の引上げにより、割引国庫債券の売出しレートは次のようにになった。

	新レート	旧レート	引上げ幅
半年物	5 1/8%	4 1/8%	1/4%
1年物	5 1/4	5	タ
1年半物	5 5/8	5 1/8	タ
2年物	5 1/2	5 1/4	タ

#### ◇西ドイツ、1965年の国民経済計算

ブンデス銀行はこのほど連邦統計局の資料に基づいて1965年の国民経済分析を行ない、その結果を前表のと

#### 西ドイツの国民経済計算

(対前年比増減率)

	1963 年	1964 年	1965年		寄与率 1965/ 1964
			上期	下期	
個人消費	+ 5.8	+ 7.8	+ 9.8	+ 9.4	+10.1 65.5
政府消費	+11.5	+ 4.5	+11.9	+12.1	+11.6 21.0
固定資本形成 <sup>1)</sup>	+ 5.7	+14.5	+ 8.8	+10.6	+ 7.4 27.9
うち設備	+ 2.9	+12.2	+12.3	+14.2	+10.6 18.1
建設	+ 8.4	+16.6	+ 5.7	+ 7.2	+ 4.7 9.5
在庫変動	—	—	—	—	— 2.3
G D P	+ 6.2	+ 9.6	+ 9.9	+10.9	+ 9.1 116.7
対外バランス	—	—	—	—	— -16.7
輸出	+ 8.8	+11.4	+ 9.1	+ 7.4	+10.6 21.8
輸入	+ 7.2	+11.8	+17.1	+18.4	+15.9 -38.5
G N P	+ 6.5	+ 9.6	+ 8.4	+ 8.7	+ 8.2 100.0
〃(実額) <sup>2)</sup>	3,776	4,138	4,486	2,114	2,372
〃(実質)	+ 3.5	+ 6.6	+ 4.4	—	—

注 1) 民間・政府の合計。

2) 億マルク。

おり発表した。

ブンデス銀行によると、65年のG N Pの実質成長率は4.4%と前年(6.6%)よりかなり鈍化したが、その原因是需要面よりむしろ供給面にあったとされている。すなわち労働力の伸びが僅少にとどまったため、総供給は生産性向上率(4.3%、前年は6.2%)に見合う4.4%の増加にとどまった。

一方、需要要因別の寄与率をみると、個人消費が最も高く、以下財政支出、設備投資、輸出の順となっている。個人消費の著増は主として賃上げ、年金支給増、減税などに基づく可処分個人所得の増加(11.0%)によってもたらされたものであり、また財政支出の増大は軍事費、人件費を中心とする経常支出の増加に補助金、利子補給、年金などの支出増(9.9~12%)が重なったことによる。なお65年中は輸入が著増したため、海外経常余剰の面では経済の伸びが抑えられている。

#### ◇フランス、流動比率の変更

フランス銀行は3月14日、流動比率(現行35%)を3月末32%、4月末33%とすることを決定した。

フランス銀行によると、本措置は次の事情から季節的調整措置としてとられたものであり、金融政策の基調的変化を意味するものではないとされている。

(1) 昨秋の投資国債発行(10億フラン)により民間資金が吸い上げられている反面、財政の対民間支払が遅延しているため、市中銀行にとって35%の流動比率を維持することがかなり困難となってきたこと。

(2) こうした情勢に加え、3月にはフランス電力債券応募代金(13億フラン)の国庫への吸上げが予想され、また4年初旬のイースターを控え銀行券の増発が予想されること。

(3) 4月にはイースター明けに伴う銀行券還流が予想されること。

#### ◇フランス、銀行貸出最低金利の廃止等

国家信用理事会は3月18日、さきに政府が新経済社会政策の一環としてとりあげ同理事会に提案していた一連の金融面の措置を決定した。同措置の概要は次のとおり。

##### (1) 銀行の貸出最低金利規制の廃止

銀行の貸出最低金利規制を廃止し、貸出金利を銀行間の自由競争にゆだねることとした(4月1日実施)。貸出最低金利は從来も引き下げの方向にあったが、今回廃止に踏み切ったのは、これにより市中貸出金利引下げの素地を醸成し、投資促進に資そうとしたものである。

## (2) 預金最高金利の一部変更

定期預金および預金証書の金利を次のように若干引き上げTBレートと同一とした。

4～5年物	5.2%	(従来 5.1%)
5～6年物	5.4%	(〃 5.2%)

従来は国庫が優先的に資金を吸収しうるようTBレートを預金金利より高く定めていたが、最近国庫の資金繰りが好転した結果、両者の間に金利格差を設けておく必要が薄れていた。今回の措置はこうした情勢を背景に銀行にもいっそうの資金流入の道を開いて投資促進に資することが望ましいと判断されたためにとられたものである。

## (3) 保険会社等からの取入れ金利引上げ

保険会社、退職年金金庫および投資信託会社等の機関投資家の資金をより円滑に銀行に吸い上げるために、これら機関投資家からの資金受入れについては最高金利規制の特例を設けた。

## (4) リース会社の与信能力拡大

リース会社を今後国家信用理事会の監督下におくとともに、現在自己資本相当額に限定されているリース会社の受信能力を倍増させ与信能力の拡大をはかることとした。

## ◇フランス1965年の国際収支

このほど1965年のフランス国際収支(暫定)が発表された。これによると、65年の総合収支は貿易収支の好転を主因に1,091百万ドルの黒字となり、1962年(1,174百万ドルの黒字)以来の大幅黒字を示している。収支別内訳で注目される点は次のとおり。

## (1) 貿易収支が480百万ドルの黒字(前年89百万ドルの

## フランスの国際収支

(単位・百万ドル)

	1963年	1964年	1965年
1. 経常収支			
財貨	510.6	87.1	625.9
サービス	177.0	△ 88.9	480.0
贈与	204.6	66.8	81.0
2. 長期資本			
民間資本	367.8	445.0	269.4
政府資本	515.9	527.2	320
基礎的収支(1+2)	△ 148.1	△ 82.2	△ 50.6
3. 短期民間資本および調整	878.5	532.1	895.3
4. 海外フラン地域収支	△ 75.3	3.0	△ 37.3
総合収支(1+2+3+4)	935.0	796.2	1,090.9

赤字)と著しく改善したこと。これは安定計画の奏功により国内物価の上昇率が近隣諸国に比し軽微であったこと、内需が鎮静傾向にあったため輸出ドライブが働いたことから、輸出が前年比14%の伸長をみた反面、輸入の伸びが同4%にとどまったためである。

(2) フランス人の海外旅行者が年々増加している事情を映じ、観光収支が10百万ドルとわずかながら久方ぶりに赤字を記録したこと(前年黒字33百万ドル)。

(3) フランスの海外投資が増大傾向にある上、米国の国際収支対策の影響等により外国資本の流入テンポが鈍化したため、長期資本収支(民間および政府)の黒字が269百万ドルと前年比176百万ドル減少したこと。

なお对外準備の年間増加額は、前年中行なわなかった对外債務の期限前返済(178百万ドル)の実施もあって360百万ドル(年末残高5,459百万ドル)と、1963年(855百万ドル増)、1964年(648百万ドル増)に比べて小幅にとどまった。一方フランス銀行は保有ドルの金転換を積極的に行なったため、对外準備中の金比率は年末現在で86%と前年末の73%に比べてかなり上昇した。

## アジア諸国

## ◇エカフェ第18回産業天然資源委員会の開催

エカフェ第18回産業天然資源委員会は2月4日から14日までバンコックで域内外加盟国、準加盟国21か国ほか、関係国および国際機関等の参加のもとに開催された。同委員会の主要議題ならびに討議内容は次のとおりである。

## (1) 産業と天然資源開発に関する地域協力

昨年12月第1回会合を開いたアジア工業化会議に関する討議がその主たる内容であるが、低開発国側がおしなべてアジア工業化会議の成果ならびにその下部機関としての工業開発理事会の発足を重視し、その活動を期待するとの発言を行なったのに対し、先進国側は本委員会と同理事会との重複関係に問題がある旨を表明した。また工業開発理事会の構成については、低開発国側が域内国のみに限定することを主張、これに伴い同理事会に域外国を含めた諮問委員会を設置することが検討された。

## (2) 天然資源の開発

昨年11月東京で開催された第3回アジア極東石油資源開発シンポジウムの報告を中心討議が行なわれ、またアジア沿海地下資源開発のための調整委員会の設立が決定、本年半ばに第1回会合が開催されることとなつた。

## (3) エネルギー資源の開発

各種エネルギー資源に関する研究がその統計資料欠如により著しく阻害されている点が指摘され、エネルギー開発計画の基礎となる総合的エネルギー調査の必要性が強調された。

#### ◇インドの1966/67年度予算案

インド政府は、さる2月28日、1966/67年度予算案(1966年4月~67年3月)ならびに税制改正案を議会に提出した。

本予算案においては、財政の健全化を図るため、国防支出の抑制、開発支出の節減を行なうとともに、印パ紛争による経済的被害回復のための経常的支出増大に対処し、10億ルピーに上る増税(下表参照)が計上されている。この結果、全体の収支赤字幅は1.5億ルピー(前年度修正予算一下「前年度」という一の赤字は16.5億ルピー)の小幅にとどまった点が注目される。ただし、今回

の増税、とくに物品税の大幅引上げは、物価騰貴を招来し、国民生活を圧迫するとの声も聞かれる。なお、同予算案ならびに増税案の要旨は次のとおり。

(1) 予算案……歳入総額が49,810百万ルピーに対し、歳出総額は49,965百万ルピー。この内訳についてみると、

イ. 経常勘定では、国防費の歳出総額に占める比重は約16%と前年並みに止められているが、一般行政費、州政府公付金等の支出増加がかさんだため、歳出は24,078百万ルピーと前年度に比し13%の増加となっている。これに対し一方歳入は大幅増税を織り込んで27,190百万ルピーと前年度比の10%増加を見込み、差引3,112百万ルピーの歳入超を計上してこれを資本勘定に繰り入れている。

ロ. 資本勘定では、歳出が開発費の節減を主因に前年度比2%減、22,775百万ルピーが予定されているのに対し、一方歳入は前記経常勘定からの繰入れ(歳入超過額)に加え、外国援助の増額期待(前年度比27%増)を中心に22,620百万ルピー(前年度比4.6%増)を見込んでいるものの差引155百万ルピーの歳入不足となっている。

(2) 増税案……前記約10億ルピーの增收を図るため、  
イ. 個人所得に対する特別附加税(所得税額の10%課税)の新設(ただし、非課税限度を年収3千ルピーから3.5千ルピーに引き上げ)、  
ロ. 物品税の大幅引上げ(砂糖、たばこ、綿糸布、化合繊糸、ディーゼル油等)、  
ハ. 法人税額の一一律10%引上げ(ただし、製茶、印刷機械、製紙の3業種については課税上優遇措置の対象となっている特定重要産業に加える)等を行なおうとするものである。

#### ◇パキスタン、発券準備制度の改正

パキスタン国立銀行では、このほど発券準備制度を従来の比例準備制<sup>(注)</sup>から、発券準備資産のうち12億ルピー(約252百万米ドル)相当額を金貨、金地金、銀地金、

#### 1966/67 年 度 予 算 案

(単位・百万ルピー)

歳 入		歳 出			
	1965/66 年度 修正予算		1966/67 年度 予算案		
<u>経常勘定</u>		<u>経常勘定</u>			
所 得 税	2,600	2,944 ( 244)	一般行政費	4,648	5,249
法 人 税	3,300	3,760 ( 360)	州政府交付金	3,349	3,963
消 費 税	8,613	10,119 ( 422)	国 防 費	7,690	7,976
関 税	5,312	5,605	国 債 費	3,726	4,148
国 債	3,164	3,606	そ の 他 共 計	21,874	24,078
そ の 他 共 計	24,695	27,190 (1,015)	歳 入 超 過 額 (資本勘定繰入れ)	2,821	3,112
<u>資本勘定</u>		<u>資本勘定</u>			
経常勘定余剰	2,821	3,112	開 発 費	7,615	6,273
外 国 援 助	6,169	7,848	うち経済・社会	3,723	3,019
国 債	2,863	2,840	国 防	1,193	1,206
連邦・州政府への貸付金返済	2,816	2,880	鉄 道	2,398	1,806
そ の 他 共 計	21,628	22,620	連邦・州政 府へ の 貸 付	12,168	10,109
歳 入 不 足 額	1,650	155	そ の 他 共 計	23,278	22,775
合 計	47,973	49,965	合 計	47,973	49,965

(注) 1ルピー=0.21米ドル、カッコ内は、うち増税額。

および指定外国為替(従来の英ポンド証券、インド政府証券のほか新たに米ドル証券、世銀債を加える)で保有する制度に改めた。

今回の措置は、最近同行の外貨準備が減少傾向を示しているのに対し、一方銀行券の発行が増加しているため、比例準備制の維持が困難となっていることから、これを改め、通貨供給を弾力的に行なうようにしたるものである。

(注) 同行ではこれまで、発券準備資産の30%以上を金貨、金地金、銀地金および指定外国為替で保有することが義務づけられた。

#### ◇香港、預本金利協定の一部改定

香港の外国為替銀行協会は預本金利協定の一部を次のように改定、3月1日から実施した。

##### (1) 中国系銀行の区分の調整

従来中国系銀行を預金規模によってA1、A2、Bの3級に区分し、金利格差を設けていたのを、「特」級を新設して4級区分に改めることとし、それぞれ所属銀行を調整するとともに(注)、新設の「特」級における定期預金の最高金利を外国銀行の最高金利より $\frac{1}{4}\%$ 高(年利、3ヶ月物5 $\frac{3}{4}\%$ 、半年物5 $\frac{3}{4}\%$ 、1年物6%)とする(A

1級の最高金利との格差も $\frac{1}{4}\%$ となる)。ただし「特」級の存続については6か月後に再検討することとし、その最高金利についても、向こう6週間をテスト期間とし、場合により外国銀行との格差を $\frac{1}{6}\%$ 方引き上げる。

(注) この結果、銀行の区分は外銀(28行)、特(5行)、A1(11行)、A2(13行)、B(22行)となった。

##### (2) 通知預本金利の引き下げ

通知預本金利を $\frac{1}{2}\%$ 引き下げ、年4 $\frac{1}{4}\%$ とする(通知預金については各区分とも同一金利を適用)。

今回の改定による「特」級の新設は、外銀と中国系銀行との格差が大きすぎるとして、かねて欧米系銀行がその是正を強く主張していたことに対し行なわれたものである。なお、これの存続、金利について、再検討の余地を残したこととは、中国系銀行の反対をも考慮した措置とみなされている。

また、預本金利については、最近同地のコール・レートの低下(2月末、4 $\frac{1}{2}\%$ ~4 $\frac{5}{8}\%$ )から、各種金利を全般に引き下げようとの声もあったが、海外の金利が上昇傾向にあることにかんがみ、今回は定期預金との格差が小さすぎて問題となっていた通知預本金利を引き下げるにとどめたものである。